

(仮称) 篠路駅周辺地区まちづくり計画 検討委員会設置要綱 (案)

(趣旨・目的)

第 1 条 本委員会は「(仮称) 篠路駅周辺地区まちづくり計画」(以下、「まちづくり計画」という。)の策定に向けて、篠路駅周辺地区のまちづくりについて、学識経験者等との意見交換(懇話会)を目的として設置する。

(活動)

第 2 条 委員会は、まちづくり計画の策定に向けて、まちづくりの基本方針、土地利用、地域主体のまちづくり活動等について、意見交換を行う。

(委員)

第 3 条 委員は、地域コミュニティ、地域デザイン、まちづくり活動、金融、経済などの地域のまちづくりに関する分野において幅広い知見を有している者及び地域住民の意見や地域の状況に見識がある者で構成する。

2 委員の任期は、委員を委嘱した日から原則令和 4 年 3 月 31 日までとするが、活動に一定の成果があり第 4 条に基づき選出された委員長が解散の宣言を行った場合は、その日をもって任期終了とし、併せて本要綱もその効力を失う。

(委員長等)

第 4 条 委員会には委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、会務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会)

第 5 条 委員会は、原則として公開する。

- 2 委員会は、委員長を含む委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 4 委員は、都合等により委員会に出席できない場合、代理人を指名してこの者を出席させることができる。
- 5 委員会で行われた意見交換等の概要については、意見の発言者などが特定されない形式で、市のホームページ等で広く公表することとする。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は札幌市まちづくり政策局都市計画部事業推進課が担う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会で別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年10月〇〇日から施行する。